

酒類の詰替え届出書の記載要領

- 1 この届出書は、酒税法第50条の2第1項《届出義務》の規定により、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類を詰め替える場合に、その行為をしようとする日の2日前までに提出してください。
- 2 「詰め替えの内容」欄には、詰替え後の容器、その品名、数量等を詳細に記載してください。
- 3 「表示方法届出書の提出」欄は、酒類を詰め替える容器の表示に係る表示方法届出書を同時に提出する場合には「1」を、既に行っている場合には「2」を記載した上で表示方法届出書を提出した税務署及び提出年月日を記載してください。